

役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人紀文・保芦記念財団（以下「この法人」という。）の定款第18条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 役員及び評議員には、理事会または評議員会出席の都度、別表1に定める日当を支給する。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員及び評議員の報酬は、別表1に定める日当を、職務執行が完了した日の属する月の翌月10日までに支給する。

- 2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

本規則は、令和6年3月21日から施行する。

令和6年8月 1日 改正

別表1 役員及び評議員の報酬

役職	報酬額(1人あたり)(※1)	備考
役員	10,000円	理事会又は評議員会に出席の都度支給する
評議員	10,000円	評議員会出席の都度支給する

(※1) 源泉所得税控除後の金額